

令和3年度民間国際交流団体活動推進支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人山形県国際交流協会（以下「協会」という。）は、県民による国際交流を推進するため、地域の国際化に資する国際交流活動を行う民間の団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で民間国際交流団体活動推進支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによるものとする。

(対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体（複数の団体で構成される組織を含む）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 団体の所在地が山形県内にあること
- ② 国際交流、国際協力又は国際理解の推進、あるいはこれらを通じた地域づくりを目的とした民間団体であること
- ③ 規約等団体の目的、組織、代表者等に関する定めがあること
- ④ 原則として1年以上の活動実績があり、かつ継続して国際交流関係活動を行う意思があること。ただし、第3条⑤、⑧の事業に関しては1年未満の活動実績でも可能とし、今後3年間の活動計画書を作成してあることを条件とする
- ⑤ 非営利、非宗教、非政治の団体であること
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利する団体でないこと

(対象事業)

第3条 助成金の交付の対象は、令和3年度に実施する次の各号に掲げる事業とする。

- ① 県民の国際理解の向上に関する事業
- ② 県民と在住外国人との交流事業
- ③ 多文化共生社会づくりに関する事業
- ④ 在住外国人を対象とした日本語学習支援に関する事業
- ⑤ 在住外国人を対象とした新規日本語教室開設事業
- ⑥ 国際的視野を備えた人材育成のための事業
- ⑦ 県民に海外の優れた文化等を紹介する各種公演事業
- ⑧ 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンにおける交流事業
- ⑨ その他協会が適当と認める事業

本年度は⑤、⑧を優先枠とする。ただし、東京オリンピック・パラリンピックが中止の場合、⑧は対象外とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成金交付の対象から除外する。

- ① 事業実施による効果が、特定の個人あるいは少数の者にしか及ばない事業
- ② 学会その他学術などの振興を主たる目的とする事業
- ③ 技術援助が付随しない物資援助のみの国際協力事業

3 助成は、1 団体につき 1 つの事業とする。

(対象経費)

第 4 条 助成金の交付の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については助成対象としない。ただし、第 3 条⑧の事業について①は助成対象とする。

- ① 渡航来航経費
- ② 食糧費
- ③ 申請団体の維持管理経費
- ④ 申請団体内の人員（役員、職員及び会員）に係る謝金および旅費

(助成金の額等)

第 5 条 助成金は、20 万円を限度とし、1 千円を単位とする。

ただし、第 3 条⑤、⑧の事業については 10 万円を限度とし、単位は同じとし、第 3 条⑤の事業については、協会から教室開設についての支援を受ける事ができる。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする団体の長は、事業を実施する前に①助成金交付申請書（様式第 1 号）、②団体の規約、③団体の事業計画書・収支予算書、④団体の役員名簿、⑤その他団体の活動内容が分かる資料を 3 月 16 日又は 6 月 15 日までに協会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。なお、第 3 条⑤、⑧の事業については、①～⑤に加え⑥団体の今後 3 年間の活動計画を提出しなければならない。

(交付決定)

第 7 条 理事長は、前条の申請があった事業について、次条に規定する審査委員会に諮って助成及び助成金額を決定し、申請団体の長に通知するものとする。

(審査について)

第 8 条 協会は、前条の助成を決定するため申請があった事業について当協会内で審査を行うものとする。

2 審査は、次に掲げる事項について行う。

- ① 助成基準の策定に関する事
- ② 助成候補団体の選考に関する事
- ③ 助成金額の査定、決定に関する事
- ④ その他関連する事項

(助成金の交付)

第 9 条 助成金の交付決定の通知を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）の長は、助成金支払請求書（様式第 2 号）を理事長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(事業計画の変更・中止の承認)

第 10 条 助成決定団体の長は、助成決定を受けた事業内容に変更若しくは中止の事由が生じたときは、速やかに事業計画変更（中止）承認申請書（様式第 3 号）を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、その変更が助成額の 2 割以内の軽微なものについては、この限りでない。

2 理事長は、前項の承認を行う場合、助成金の額の変更を必要とするときは、あわせてその変更の決定を行うものとする。

(実績報告)

第 11 条 助成決定団体の長は、助成対象事業の完了した日から 30 日以内若しくは 4 月 20 日のいずれか早い日までに、①実績報告書（別記様式第 4 号）、②事業実施状況写真、③その他事業の成果を示す資料を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第 12 条 理事長は、助成決定団体が次のいずれかに該当する場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 助成事業を実施しないとき
- ② 助成事業を中止し又は完了する見込みがないとき
- ③ 助成事業の内容を、第 10 条の承認を受けないで変更したとき
- ④ 助成金を助成の目的以外に使用するなど、不正が認められるとき

2 前項の場合、理事長は助成金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

(報告の徴収及び調査)

第 13 条 理事長は、助成にかかる事業の適正な運営を図るため、必要があるときは、助成を受けた団体に対して、随時その助成事業及び会計等について報告を求め、又は調査することができる。

(補 則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

別表

助成対象経費

区 分	内 訳
謝金	講師謝金（申請団体内の人員（役員、職員及び会員）を除く） 通訳者等協力者謝金
旅費	講師旅費（含宿泊費） 通訳者等協力者旅費（含宿泊費）
通信運搬費	事業開催周知のための通信運搬費
賃借料	会場・機材・バス等の使用料、賃借料
印刷製本費	ポスター・チラシ・報告書・看板等の印刷製本費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品購入費
その他	当協会が適当と認めたもの